

議員提出議案第2号

朝霞市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び朝霞市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和4年3月17日提出

提出者	朝霞市議会議員	野本一幸
賛成者	朝霞市議会議員	遠藤光博
賛成者	朝霞市議会議員	石原茂
賛成者	朝霞市議会議員	須田義博
賛成者	朝霞市議会議員	山下隆昭
賛成者	朝霞市議会議員	駒牧容子
賛成者	朝霞市議会議員	山口公悦
賛成者	朝霞市議会議員	本田麻希子
賛成者	朝霞市議会議員	佐久間ケンタ

朝霞市議会議長様

朝霞市議会委員会条例の一部を改正する条例

朝霞市議会委員会条例（昭和50年朝霞市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表総務常任委員会の項を次のように改める。

総務常任委員会	<ol style="list-style-type: none">1 市長公室の所管に属する事項2 総務部の所管に属する事項3 危機管理室の所管に属する事項4 出納室の所管に属する事項5 選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項6 一般会計のうち歳入に関する事項7 他の常任委員会の所管に属しない事項	6人
---------	---	----

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。